

「北海道・札幌冬季競技団体連絡会議」 設置要領

(設置)

第1条 札幌市（以下「市」という。）は、「北海道・札幌冬季競技団体連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 連絡会議は、世界屈指のウインタースポーツシティの実現とその効果の道内への波及に向け、冬季競技団体等が意見交換及び連絡調整などを行う。

(事業)

第3条 連絡会議では、次の活動を進める。

- (1) 冬季国際大会の誘致
- (2) 冬季競技の普及・振興
- (3) アスリートの発掘・育成
- (4) その他、世界屈指のウインタースポーツシティの実現とその効果の道内への波及

(委員)

第4条 連絡会議は、別表に定める職にある者をもって構成する。

2 連絡会議は、必要に応じ、有識者や市関係職員等の出席を求めることができる。

(開催)

第5条 連絡会議の開催は、会長が決定する。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、北海道環境生活部スポーツ局及び札幌市スポーツ局スポーツ部内に置く。

(部会)

第7条 連絡会議は、第3条に定める事業を円滑に進めるため、必要な部会を設置することができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

(附則)

この要領は、平成28年6月8日から施行する。

(附則)

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和6年6月11日から施行する。

(附則)

この要領は、令和6年10月23日から施行する。

「北海道・札幌冬季競技団体連絡会議」委員名簿

役職	団体名※・役職	
会長	札幌スキー連盟	会長
副会長	北海道スケート連盟	会長
〃	北海道アイスホッケー連盟	会長
委員	北海道スキー連盟	会長
〃	北海道ボブスレー・スケルトン連盟	会長
〃	北海道リュージュ連盟	会長
〃	北海道カーリング協会	会長
〃	北海道バイアスロン連盟	会長
〃	北海道スポーツ協会	専務理事
〃	北海道障がい者スポーツ協会	会長
〃	札幌スケート連盟	会長
〃	札幌アイスホッケー連盟	会長
〃	札幌ボブスレー・スケルトン連盟	会長
〃	札幌リュージュ連盟	会長
〃	札幌カーリング協会	会長
〃	札幌バイアスロン連盟	会長
〃	札幌市スポーツ協会	理事長
〃	札幌市障がい者スポーツ協会	会長

※法人区分は省略